

議案第 9 0 号

南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例

南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例（平成18年南丹市条例第132号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（負担金等） 第3条 （略） 2 （略） 3 市長は、 <u>特に必要があると認めるときは</u> 、負担金を減額し、又は免除することができる。 <u>別表 別記</u>	（負担金等） 第3条 （略） 2 （略） 3 市長は、 <u>規則で定めるところにより</u> 、負担金を減額し、又は免除することができる。 <u>別表 別記</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

現 行

別表(第3条関係)

階層	算定の基準	負担金月額 (8月を除く月)	負担金月額 (8月のみ)
A	生活保護世帯、母子・父子世帯の 市民税非課税世帯	0 円	0 円
B	市民税非課税世帯、市民税均等割 のみ課税世帯	1,000 円	2,000 円
C	市民税課税世帯	1,500 円	3,500 円
D	所得税の額が 35,000 円未満の世 帯	3,000 円	7,500 円
E	所得税の額が 35,000 円以上 65,000 円未満の世帯	4,000 円	10,000 円
F	所得税の額が 65,000 円以上の世 帯	5,500 円	13,000 円

- ◎ B～F 階層について、母子世帯・父子世帯に属する児童が入部している場合の負担金は、当該負担金から 2 分の 1 を減額する。また、同一世帯に属する児童が 2 人以上入部している場合の負担金は、2 人目以降については当該負担金から 2 分の 1 を減額する。

改正後（案）

別表(第3条関係)

	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
負担金の額	6,000円	6,000円	6,000円	7,000円	12,000円	6,000円
	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
負担金の額	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

備考 同一世帯に属する児童が2人以上入部している場合にあっては、当該同一世帯に属する児童のうち、最年少の児童以外の児童に係る負担金の額は、この表の2分の1の額とする。